

令和 2 年度 事業計画

【法人全体の重点取組方針】

鹿児島市では、すでに高齢化率が 26.9%を超え、超高齢社会を迎えています。今後、団塊の世代が高齢期を迎え、また単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、要介護・要支援認定者が増加していく一方で、介護の担い手となる年少・生産年齢人口は減少傾向にある。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっている。

鹿児島市では、第 7 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画において「認知症施策の推進」や「介護サービスの充実」、「在宅医療・介護連携の推進」など各種取組を通じた支援体制の充実を図るとともに、地域包括ケアシステム推進する中核的役割を担うセンターの機能強化等を図る計画となっている。

当法人における令和 2 年度の総合的な事業取組方針としては、「地域包括ケアシステムの深化・推進」とし、重点取組方針については、第7期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画及び令和 2 年度鹿児島市地域包括支援センター事業実施方針に基づき以下の通りとする。

- 1 「地域の高齢者等がより身近に利用できる環境づくりの推進」
- 2 「支援を要する高齢者の把握と介護予防活動への参加の促進」
- 3 「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」
- 4 「地域ケア会議の充実」
- 5 「認知症に係る連携体制の構築」

重点取組方針における具体的な取組

1 地域の高齢者等がより身近に利用できる環境づくりの推進

令和2年度は、武・田上圏域にサブセンターを設置し、利便性の向上を図る。

また高齢者等の相談・情報が寄せられやすい信頼のおける身近な地域の「相談窓口」として、地域住民に対しさらなる周知・広報に努める。

- 地域ケア会議による周知・広報
- 法人事業による周知・広報
- 関係機関との連携した周知・広報
- 地域イベント等による周知・広報
- 鹿児島市と連携した周知・広報

2 支援を要する高齢者の把握と介護予防活動の促進

地域の高齢者の情報を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動等につなげる。

- 地域のネットワークを活用した実態把握
- 介護予防把握事業アンケート調査との連携
- 地域イベント等での介護予防活動の促進

3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的とし、介護予防ケアマネジメントを通じて、利用者の自立を最大限引き出すよう支援する。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業の展開に伴い、状態像に応じた介護予防・生活支援サービス事業等の選択・利用が図られるよう適切な介護予防ケアマネジメントを進めていく。

- 指定介護予防支援事業
- 第1号介護予防支援事業
- 総合事業に関する理解促進
- 多様な主体によるサービス提供体制の整備に向けた取組みの推進
- 住民主体による支援実施団体へのサポート

4 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は多職種が一堂に会し、顔の見える関係を構築すると同時に、介護サービス事業者や関係機関等、地域の高齢者を支える多職種間の役割を明確にし、事例検討、日々の業務で収集した情報、課題、分析結果等を共有していく場であることから、その開催を通じて関係機関とのネットワークを構築するとともに、地域課題の把握と対応の検討に取り組む。

また、多職種による個別事例の検討などを通じ、自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域課題の把握及び生活援助の訪問回数の多いケアプランの検討を行う。

- 地域ケア個別会議
- 介護予防地域ケア会議
- 地域ケア推進会議
- 地域ケア代表者会議
- その他の地域ケア会議

5 認知症に係る連携体制の構築

高齢化の進展に伴い、鹿児島市の認知症高齢者は増加しており、その対応は喫緊の課題であるため、地域包括支援センターは認知症の相談窓口として、認知症初期集中支援チームを各事業所に配置し、認知症等の高齢者やその家族に早期に関わり早期診断と対応に向けた支援を行う。

また、認知症高齢者の早期発見・早期対応及び地域における認知症に対する正しい知識の普及を可能にするための関係機関との連携体制の強化を図る。

- 総合相談等を通じた支援対象者の把握、訪問
- 認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員等による連絡会の開催
- 認知症疾患医療センター等関係機関との連携
- 地域における認知症等高齢者の見守り体制の構築
- 各圏域における支援体制の状況把握及びこれを踏まえた対応